

令和2年7月豪雨による被災地域における
県税の申告・納付等の期限の延長について
(お知らせ)

令和2年12月22日
大分県総務部税務課

大分県では、今回の災害による被害の状況を考慮して、次に掲げる地域にお住まいの方の県税の申告期限等を次のとおり延長します。

なお、大分県にお住まいの方で災害により申告・納付等ができない場合は、最寄りの県税事務所へご相談ください。

○指定地域

県名	指定地域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、 球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、 球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村 八代市坂本町、葦北郡芦北町

○対象者

指定地域内に住所又は居所(法人の場合は本店又は主たる事務所等の所在地)を有する納税者又は特別徴収義務者

○延長する期限

令和2年7月4日から令和3年1月31日に到来する申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限(審査請求に関するもの、条例第21条第1項第1号及び第2号の規定により課する個人の県民税、条例第60条第1項の規定により申告納付すべき自動車税の環境性能割、地方税法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割、条例第108条の規定により課する狩猟税並びに地方税法附則第29条の11及び第29条の12第1項の規定により申告納付すべき軽自動車税の環境性能割を除く。)

○延長の期間

令和3年2月1日

※詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

別府県税事務所	別府市大字鶴見字下田井14-1	TEL0977-67-8211	
大分県税事務所	大分市府内町3-10-1	TEL097-506-5771	
	自動車税管理室	大分市大津町3-4-13	TEL097-552-1121
	佐伯納税事務所	佐伯市長島町1-2-1	TEL0972-22-3021
	豊後大野納税事務所	豊後大野市三重町市場1123	TEL0974-22-7501
日田県税事務所	日田市城町1-1-10	TEL0973-22-4175	
中津県税事務所	中津市中央町1-5-16	TEL0979-22-2920	